

第7回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 7 回 和 光 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

平成 2 7 年 1 月 2 9 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分開会

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 開 議
- 日程第 3 議事録署名委員の指名 2 番 畑中昭二委員 6 番 加山和義委員
- 日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請承認について
議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について
議案第 3 号 和光市農業委員会委員選挙人名簿の調製について
- 日程第 5 協議事項 ① 2 月の農業委員会総会の日程について
② 和光市環境審議会委員の選出について
③ その他
- 日程第 6 諸報告 ① 会長専決
② 平成 2 6 年度和光市農業委員会県外視察研修について
③ 平成 2 6 年度朝霞地区農業委員会連絡協議会委員研修等について
④ その他
- 日程第 7 閉 会 午前 1 0 時 5 0 分

出席委員（9名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	山田利久君	6番	加山和義君
7番	齋藤定男君	8番	田中明君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

欠席委員（2名）

4番	吉田武司君	5番	山田春雄君
----	-------	----	-------

◎開会

◎開議

○事務局長（川辺） 年が明けまして第1回目の総会になります。どうぞ本年もよろしく願
いいたします。

本日は山田春雄委員が欠席、それから吉田委員が今、全員協議会に出席をしております、
終わり次第、こちらに出席されるという形になっております。

本日は第7回の農業委員会総会になります。

○柴崎会長 おはようございます。

年が変わりまして第1回目の農業委員会になります。明けましておめでとうございます。

昨年中は皆様のご協力によりましてスムーズに農業委員会総会を行うことができました。

また本年も皆様のご協力によりましてスムーズに農業委員会を進めさせていきたいと思
います。

これからも和光市の農地、農業環境を守るということで農業委員会にご協力いただければ
と思います。よろしく願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

第7回農業委員会総会を開催いたします。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 それでは、まず最初に議事録署名委員ですが、2番、畑中委員、6番、加山委員
に願います。よろしく願います。

◎提出議案

議案第1号 農地法第3条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に入りたいと思います。

議案第1-1号 農地法第3条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明願います。

○事務局（青木） それでは、議案第1－1号の補足説明をさせていただきます。

本案件は、農地法第3条の許可申請でありまして、農地を農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を行う場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第3条は市町村の農業委員会が許可権者となりますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

今回の案件は市内農業者のAさんが譲受人であります。譲渡人であるBさんが所有する農地の所有権を移転するという内容の申請となっております。

それでは、申請内容を許可要件と照らし合わせていきたいと思っております。

まず、譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかという要件ですが、1月13日に萩原委員とともにAさん及び世帯員の方が所有されている全ての農地を調査いたしました。違反地、不耕作地はありませんでした。農機具の保有状況としましては、トラクター2台、運搬車2台、防除機1台、野菜洗機1台を保有しております。

労働力としましては、譲受人であるAさんご自身は年間従事日数200日、その他の世帯員の方に内については奥様が200日、息子のCさんが300日、娘のDさんが200日という形で農業に従事されております。

農業の技術面についてですが、Aさんご自身の農業従事歴が30年、奥様が30年、息子のCさんが2年、娘のDさんが10年となっております。

所有している農地の写真をお回しいたします。

（写真回覧）

写真もご確認いただければと思っておりますが、農業技術につきましても問題ないと考えられます。通作距離としましてはご自宅から申請地まで1キロ圏内に位置しており、問題ないと思われれます。

続きまして、譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件についてになりますが、世帯として年間150日以上従事している状況ですので、こちらも問題ございません。

次に、下限面積の要件についてですが、下限面積というのは、新たに農地を取得しようとする者、つまり譲受人及び世帯員が既に所有している農地と新たに取得する農地の面積の合計が5,000平米以上に達しなければならないというものですが、譲受人は現在既に1万2,000平米を所有、耕作しており、問題ございません。

最後に、地域との調和要件になりますが、申請地は譲受人が所有している農地に近接していて、春にはサツマイモの作付を予定しており、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障を

生じさせるような問題は特にないと思われます。

これらの点を踏まえまして、全て3条の許可要件を満たしているものと思われます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○柴崎議長 この議案につきまして萩原委員が現地調査をいたしましたので、現地調査の結果をお聞きしたいと思います。

萩原委員。

○萩原委員 全ての農地を見ましたけれども、何の問題なく耕作してありました。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、この議案に対しましてご質問、ご意見等あったらお願ひいたします。

ございませんか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思ひます。

この議案に賛成の方の挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。ありがとうございます。

続きまして、議案第1-2号 農地法第3条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願ひいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案は齋藤定男委員のご親族が申請人になっており、和光市農業委員会会議規則第10条により、議事参与の制限の規定に該当いたします。

したがひまして、齋藤委員はこの議案の審議に参加することはできませんので、退席をお願ひいたします。

(齋藤委員退室)

○柴崎議長 それでは、補足説明お願ひいたします。

○事務局(青木) それでは、議案第1-2号の農地法第3条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

本案件も農地法第3条の許可申請でありまして、農地を農地のまゝ耕作する目的で権利の

設定や移転を行う場合、農業委員会の許可が必要となります。

今回は農地所有者であるEさんがお亡くなりになり、相続が発生したことに伴いまして、お孫さんに当たりますFさんが譲渡人のEさんの所有する農地の所有権を遺言公正証書に基づき取得するという内容の申請でありまして、特定遺贈という形になっております。特定遺贈と申しますのは、例えばどこそこの土地をAにあげるというように、遺産のうち、特定の財産を明確に示しているものを言います。

それでは、申請の内容に入りますが、審査の要件としましては、通常先ほどの3条許可と同じでございまして、申請概要と許可要件を照らし合わせていきますと、まず譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかという要件ですが、1月13日に萩原委員とともにFさん及び世帯員の方が所有されている全ての農地を調査しましたが、違反地、不耕作地はありませんでした。

農機具の保有状況としましては、トラクター1台、散播機1台、散水機1台を保有しております。

労働力としましては、譲受人であるFさんご自身は年間従事日数150日、その他の世帯員の方については、お父様が200日、お母様が60日という形で農業に従事されております。

次に、農業の技術面についてですが、Fさんご自身の農業従事歴が3年、お父様が30年、お母様が25年となっております。

所有している農地の写真をあわせてご確認いただければと思います。ただいま写真をお回しいたします。

(写真回覧)

こちら農業技術につきましても問題ないと考えられます。

通作距離としましては、ご自宅から申請地までは1.5キロ圏内に位置しており、問題ないと思われまます。

続いて、譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件についてですが、世帯員として150日以上従事している状況ですので、問題ございません。

次に、下限面積の要件についてですが、下限面積というのは新たに農地を取得しようとする者、つまり譲受人及び世帯員が既に所有している農地と新たに取得する農地の合計が5,000平米以上に達しなければならないというものですが、譲受人は遺贈を受けると1万平米を取得しますので、問題ございません。

最後に、地域との調和要件ですが、申請地は大根やキャベツの作付を予定しており、周辺

農地の効率的、総合的な利用に支障を生じさせるような営農はなく、問題は特にないと思われます。

これらの点を踏まえまして、全て3条の許可要件を満たしているものと思われます。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案も萩原委員が現地調査を行っておりますので、状況をお聞きしたいと思います。
萩原委員。

○萩原委員 畑を耕作しているところは耕作しているし、畑を耕運しているところは、きちんと耕運しているので、何の問題もないと思います。

○柴崎議長 ありがとうございました。

この議案につきまして、ご質問、ご意見等があったらお願いいたします。
よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 今回のような遺贈というのは初めてのケースなのですが、なければ採決に移りたいと思います。

それでは、この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。ありがとうございます。

それでは、次に移ります。

その前に齋藤委員に入ってください。

(齋藤委員入室)

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について

○柴崎議長 それでは、次に移りたいと思います。

議案第2-1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（青木） 議案第2－1号の補足説明をいたします。

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を市に対して買取り申出を行う場合の添付書類となります。

今回の申請者はGさんですが、以前、お父様が銭湯を経営しておりまして、その手伝いとして角材を運んだりしている頃から腰に痛みがある状態でありまして、その銭湯はお父様が亡くなられて廃業しておりますが、その後も腰が悪化傾向にありまして、今回、H医師から腰部椎間板症の診断書が提出されております。

それから、家庭のご事情で同居しているお母様が介護状態にありまして、主に奥様が介護しているということですが、ご主人がこれ以上腰部が悪化することは将来的に不安になるということで、今回の申請に至っております。

それでは、審査の内容になりますが、農業委員会に提出された主たる従事者等に関する証明では、解除する生産緑地についてGさんが健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものでございます。ここで言う主たる従事者とは客観的に見て、当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできないものであることを示しているものです。

Gさんは、現在、先ほど申しましたとおりの状況ですが、以前は年間30日の農業従事を行っておりました。農地の現在の状況につきましては、萩原委員にご同行いただきまして確認をしまいましたが、問題となるような圃場ではなかったように見受けられます。

今、写真をお回しいたしますので、そちらをご確認ください。

（写真回覧）

それでは、これまでの農業従事状況も踏まえましてGさんが主たる従事者等であるかどうかについてご審議をお願いいたします。

補足の説明は以上になります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案も萩原委員が現地調査を行っておりますので、萩原委員、お願いします。

○萩原委員 畑はきちんと管理してありましたので、何の問題もないと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案についてご質問、ご意見等あったらお願いします。

このGさんはたしか1年か1年半ぐらい前に相続で、生産緑地を譲り受けていたんですが、それを解除するということだそうです。

何かご意見等あったらお願いします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

続きまして、議案第2-2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、補足説明をさせていただきます。

本案件も生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を市に対して買い取り申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等に関する証明では、解除する生産緑地について、Iさんが存命であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものでございます。ここで言う主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者のことを示しているものです。

今回はIさん、95歳だったんですけれども、この方が亡くなられたことに伴い、同居されていた長男のJさんからの申請となります。

Iさんは現在、先ほど申しましたとおりの状況ですが、以前は年間100日の農業従事を行っておりました。農地の現在の状況につきましては、萩原委員にご同行をいただきまして確認してまいりましたが、問題となるような圃場ではなかったように見受けられます。

以上を踏まえての申請でございます。

土地の管理状況はただいま写真をお回しいたします。

(写真回覧)

これまでの農業従事状況も踏まえまして、Iさんが主たる従事者等であるかどうかについてご審議をお願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案も萩原委員が現地を確認しております。

萩原委員、お願いします。

○萩原委員 Iさんの畑、きれいにしていましたので、何も問題はないと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第3号 和光市農業委員会委員選挙人名簿の調製について

○柴崎議長 続きまして、議案第3号 和光市農業委員会委員選挙人名簿の調製についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第3号 和光市農業委員会選挙人名簿の調製につきまして、まず選挙人名簿登載申請書の配布、回収を行っていただきました委員の皆様におかれましては、ご協力どうもありがとうございました。おかげさまで滞りなく全部が提出されました。

この選挙人名簿の申請につきましては、今回提出された申請書に8.1調査や農地台帳の情報に基づき、事務局で選挙権の有無の判定をしております。それに対し、委員の皆様これからチェックをしていただきまして、問題がないようでしたら、各集落の審査表に押印をお願いいたします。選挙人の判定ですが、申請基準が平成27年1月1日市内在住で、年齢が20歳

以上、10アール以上の経営農地を持つ世帯の世帯主、もしくはその世帯に属する年間60日以上
の農業従事日数がある方が選挙権を有するということになっております。皆様には18集落、
集落外の分のチェック漏れや、選挙権の判定の正誤をご確認いただきますので、よろしくお
願いいたします。

ただいま申請書をお配りしますので、内容をご確認の上、押印されましたら、左の方に申
請書をお回しください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 印鑑皆さんお持ちですよ。

見ていただいて押していただくという形でお願いします。

(申請書回覧)

○柴崎議長 全部見終わりましたか。

(「終わりました」の声あり)

○柴崎議長 何か質問等あったらお願いします。よろしいでしょうか。

ちょっと1点、私からいいですか。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を見ていて、続柄の欄に世帯主という項目が2つ記
入されているところが何件かあったんですけども、どういうことなのでしょう。

○事務局(青木) 同一敷地に2棟家があって、それぞれ世帯主がいる場合と、同居してても
世帯主が複数いる場合がありますが、いずれにしても住民基本台帳と同じ情報になっており
ます。

○柴崎議長 そうですか。ではわかりました。

質問よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、和光市農業委員会委員選挙人名簿の調製については以上といたします。

◎協議事項

①2月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移りまして、2月の農業委員会総会の日程について、事
務局よりお願いします。

○事務局(高橋) それでは、協議事項①2月の農業委員会総会の日程についてですが、2月
25日水曜日と2月26日木曜日を提案させていただきます。

25日の場合は開始時刻が午前9時半から、26日の場合は開始時刻が午前9時半からもしくは午後2時から、会場はいずれも庁議室となります。ご協議のほどよろしく申し上げます。

○柴崎議長 25日か26日なんですが、どうでしょうか。

(「25がいい」の声あり)

○柴崎議長 25日がよろしいですか。

(「25は都合悪い、26だったら」の声あり)

○柴崎議長 ほかどうでしょうか。

ほかの方はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 事務局は25日のほうがよろしいそうなんですが、では、25日でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、加山委員申し訳ありませんが、25日の9時半からということをお願いいたします。

②和光市環境審議会委員の選出について

○柴崎議長 続きまして、②番の和光市環境審議会委員の選出について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(高橋) 協議事項②の和光市環境審議会委員の選出についてご説明いたします。

和光市では重要な環境問題の基本的な事項について、調査及び審議を行うため、環境審議会を設置しております。この環境審議会における委員につきましては、専門的な知識を有する学識経験者、市民の意見を十分反映させるための公募委員、市内で事業を営む法人の代表者、市内の公共的団体の代表者等からなる10名の構成となります。当委員会からも1名を選出してほしい旨、環境課から依頼がありました。

なお、会議の開催は年度内に4回を予定しております。第1回目の審議は平成27年2月19日木曜日の午前10時からを予定しておりますが、こちらにつきましては後ほどご説明いたしますが、2月に行われる県外視察の日程と重なっております。

ご協議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○柴崎議長 環境審議会委員なんですが、今回初めてになります。初めて推薦依頼される会議

ということなので、今までやっている方はいないので、新たにということになりますが、どなたかやりたい方がいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 いませんね。

石田委員いかがですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、石田委員に和光市環境審議会委員をお願いいたします。

③その他

○柴崎議長 次に③番その他、事務局お願いします。

○事務局(高橋) 協議事項③のその他は特にございませぬ。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告に移ります。

まず会長専決です。

○事務局(高橋) 続きまして、諸報告①の会長専決についてですが、今月の会長専決は3条の届出が2件、4条の届出が1件、5条の届出が2件となっております。

今、写真をお回ししておりますのでご確認をお願いいたします。

(写真回覧)

○柴崎議長 写真が回りましたが、ご質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、会長専決については以上といたします。

②平成26年度和光市農業委員会県外視察研修について

○柴崎議長 続きまして、②平成26年度和光市農業委員会県外視察研修について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(高橋) 諸報告②の平成26年度和光市農業委員会県外視察研修についてですが、前回の総会で提案させていただいた事務局案を先方の都合により一部修正させていただきたい

と思います。

茨城県の常陸太田市の有限会社水府愛農会と行方市の有限会社くらぶコアを研修先とさせていただきますと存じます。

これから当日のスケジュール等についてご説明させていただきます。

お手元に資料を配付させていただいておりますので、ご確認いただけたらと思います。

研修日は2月19日木曜日、午前7時20分に和光市役所駐車場にお集まりください。駐車場にバスが待機しておりますので、いらっしゃられた方から順次乗り込んでいただけたらと思います。

7時30分に和光市役所を出発し、途中休憩を挟みながら10時に研修先の常陸太田市、有限会社水府愛農会に到着予定です。

10時より有限会社水府愛農会の方による講義、研修を1時間半程度お受けいただき、その後昼食となります。

昼食後12時15分ごろ常陸太田市を出発し、14時頃2つ目の研修先である行方市の有限会社くらぶコアに到着予定です。

当法人は六次産業化の取組としてシフォンケーキなどの加工品を製造販売するほか、体験農業や社会貢献事業など、多岐にわたる事業を展開しています。生産、加工、販売、体験などを結びつけての取組については和光市においても参考になる点であると考えられますので、視察先として挙げさせていただきました。

14時より有限会社くらぶコアの方による講義、研修を1時間半程度お受けいただき、その後、行方市を出発し、18時ごろ和光市役所到着予定となっております。

以上が当日のスケジュールになりますが、交通事情等により予定どおりにいかないことも予想されますので、その点ご了承くださいませと思います。

現時点で当日参加できないという方がいらっしゃいましたら、後ほど事務局までお伝えください。よろしく願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 県外視察研修なんですが、事務局に決めていただきまして、このようなスケジュールで行いたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

都合の悪い方いらっしゃいますか。極力ご参加をお願いいたします。

それでは、県外研修については以上といたします。

③平成26年度朝霞地区農業委員会連絡協議会委員研修等について

○柴崎議長 次③番、平成26年度朝霞地区農業委員会連絡協議会委員研修等について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（高橋） 諸報告③の平成26年度朝霞地区農業委員会連絡協議会の委員研修についてですが、こちらにつきましてもお手元に資料を配付させていただいておりますので、ご覧ください。

こちらは今年度新座市が幹事となっております、朝霞地区農業委員会連絡協議会の研修となります。

研修日は2月6日金曜日、研修場所は新座市民会館2階会議室となっております。午後2時半より午後4時半まで、全国農業会議所職員による「農業委員会改革の方向性と都市農業地域における農業委員の役割について」の研修となっております。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

朝霞地区農業委員会連絡協議会の研修なのですが、ご協力をお願いいたします。

これ、集合とかその辺はどうなんでしょうか。集合とか送迎の方法、その辺お願いします。

○事務局（渡辺） 集合につきましては和光市役所駐車場にお越しいただきまして、職員が新座市までお送りするような形をとりたいと思っております。新座市と言いましても、志木駅にあります施設になりますので、30分ぐらいの時間をみたいと思っておりますので、集合を1時45分頃とさせていただきますよろしいでしょうか。

○柴崎議長 市民会館ですよね。

○事務局（渡辺） 失礼しました。新座市民会館ですね。申し訳ございません。

ですので、所要時間については20分ぐらいか、25分ぐらいかなと思っておりますので、集合についてはやはり1時45分ぐらいでいいですか。

○柴崎議長 大丈夫ですか。

○事務局（渡辺） 地下の通用門ございますので、その辺りにお越しただければ職員が待機してしたいと思いますので、お願いいたします。

○事務局（高橋） 本日の総会が終わった後に出席者を新座市農業委員会に報告する必要があります。現時点で欠席になってしまう方、参加できない方については教えていただければと思います。皆様ご出席でよろしいでしょうか。

○柴崎議長 ぜひ出席をお願いいたします。

では、皆さん出席ということで。

(発言する者あり)

○事務局（高橋） 1時45分に集合ということでよろしくをお願いします。

○柴崎議長 それでは、朝霞地区の連絡協議会については以上といたします。

④その他

○柴崎議長 ④番、その他、事務局よりお願いします。

○事務局（高橋） 諸報告④のその他は特にございませぬ。

○柴崎議長 では、委員の皆様から何かあったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

◎閉会

○柴崎議長 では閉めたいと思います。

本日は慎重審議ありがとうございました。2月には多数の行事もありますので、皆様のご協力、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時50分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年5月21日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 加山 和義

署名委員 畑中 昭二